

# 第1回 郵政改革関係政策会議 資料

## (資料1)

郵政改革の基本方針（平成21年10月20日閣議決定）

## (資料2)

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案の骨子  
(案)

## (参考資料)

日本郵政株式会社の取締役人事について

平成21年10月28日

内閣官房郵政改革推進室

## 郵政改革の基本方針

〔平成 21 年 10 月 20 日〕  
閣 議 決 定

郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。

1. 郵政事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。
2. このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点として位置付けるとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとする。
3. また、郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。
4. これらの方策を着実に実現するため、現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。
5. なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。
6. 上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。

## 郵政株式処分凍結法案の概要

## 1. 法律の名称

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律

## 2. 日本郵政株式会社の株式処分の停止

現行

出来るだけ早期に  
政府が売却。  
ただし1/3超保有



改正

政府は、別に法律で定める日  
までの間、その保有する日本  
郵政株式会社の株式を処分し  
てはならない。

## 3. 郵便貯金銀行・郵便保険会社の株式処分の停止

現行

平成29（2017）年  
9月末までに  
日本郵政株式会社が  
全株売却



改正

日本郵政株式会社は、別に法  
律で定める日までの間、その  
保有する郵便貯金銀行・郵便  
保険会社の株式を処分しては  
ならない。

## 4. かんぽの宿・メルパルクの譲渡・廃止の停止

現行

平成24（2012）年  
9月末までに  
日本郵政株式会社が  
譲渡又は廃止



改正

日本郵政株式会社は、別に法  
律で定める日までの間、かん  
ぽの宿・メルパルクの譲渡又  
は廃止をしてはならない。

## 5. 閣議決定（平成21年10月20日）の引用

第1条（趣旨）に、政府において、平成21年10月20日の閣議決定（「郵政改革の基本方針」）に基づき、郵政民営化の見直しを検討することとしている旨を記述。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案の骨子（案）

## 第一 趣旨

この法律は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止の停止等について定めるものとする。 （第一条関係）

## 第二 日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等

一 政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。 （第二条関係）

二 日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。 （第三条関係）

三 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止をしてはならないものとする。こと。（第四条関係）

四 その他所要の読替規定を置くこと。（第五条及び第六条関係）

### 第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。（附則関係）

## 提出議案

| 氏名                           | 現職                                       |
|------------------------------|--|
| 齋藤 次郎<br>さいとう じろう            | 前 (株)東京金融取引所代表取締役社長                      |
| 坂 篤郎<br>さか あつお               | (社)日本損害保険協会副会長                           |
| 関根 誠二郎<br>せきね せいじろう          | キャノン(株)情報通信システム本部長                       |
| 高井 俊成<br>たかい としなり            | 高井経営研究所代表                                |
| 足立 盛二郎<br>あだち せいじろう          | スカパーJSAT(株)顧問<br>(財)日本棋院 副理事長            |
| 岡村 正<br>おかむら ただし             | (株)東芝 相談役<br>日本商工会議所会頭、東京商工会議所会頭         |
| 三浦 知壽子<br>みうら ちずこ<br>(曾野 綾子) | 作家                                       |
| 原田 明夫<br>はらだ あきお             | 弁護士                                      |
| 石 弘光<br>いし ひろみつ              | 放送大学学長                                   |
| 井上 秀一<br>いのうえ ひでかず           | 東日本電信電話(株)シニアアドバイザー<br>郵便局(株)取締役 (社外取締役) |
| 松尾 新吾<br>まつお しんご             | 九州電力(株)代表取締役会長                           |
| 杉山 幸一<br>すぎやま こういち           | 前 三菱重工業(株)特別顧問                           |
| 小池 清彦<br>こいけ きよひこ            | 新潟県加茂市長                                  |
| 神野 吾郎<br>かみの ごろう             | (株)サーコーポレーション代表取締役社長<br>中部ガス(株)代表取締役     |
| 入交 太郎<br>いりまじり たろう           | 入交グループ本社(株)代表取締役                         |
| 渡邊 隆夫<br>わたなべ たかお            | 西陣織工業組合理事長<br>渡文(株) 代表取締役社長              |